

小川地区衛生組合 一般家庭による廃棄物搬入申込書

小川地区衛生組合管理者 様

下記のとおり廃棄物の搬入を申込みます。

搬入年月日	① R●年●月●日	(フリガナ) 名前	② トキガワ 知ウ ときがわ 太郎
住所 (ごみの発生場所) ※住所とごみの発生場所が異なる場合は必ずごみの発生場所管内の役場に連絡してください。	小川町 ③ 嵐山町 滑川町 ときがわ町 東秩父村 住所(ごみの発生場所)の町村を○で囲んでください。※上記以外の町村のごみは搬入できません。	大字	桃木32 ④ ⑤ 電話番号 0493-65-0814
備考	ときがわ町大字玉川2490 ときがわ 一郎		
⑥	<input checked="" type="checkbox"/> 搬入する廃棄物は、営利目的(生業)で収集・運搬したものではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 当組合で引き取りできないものは持ち帰ります。 (以上の事項をご確認・ご了承のうえ、□に✓をつけてください。)		
搬入する ごみの品目 及び数量 (可能な限り 詳細に記入し てください。)	品 目	数 量	
	カラーボックス(プラスチック製)	3	
	ポリバケツ	1	
	ビデオデッキ	1	
	ベット(布地、木材、金属)分解済	1	
	植木鉢(陶器製) ⑦	⑦ 5	
	プラ製プランター	3	
	掛布団	2	
	敷布団	2	

- 本申込書は、搬入時に必ず受付の係員に提出してください。車1台につき1枚の申込書が必要です。
※事前に必要事項を記入してください。搬入できる方は本人または同居の家族となります。代理、委任状による搬入は原則できません。代理・依頼等を検討している方は役場に連絡をお願いします。
- 搬入される方は本人確認できるもの(免許証、保険証等)をご持参ください。受付で確認させていただく場合があります。
- 小川地区衛生組合 受付時間 午前 9:00 ~ 11:30 午後 1:00 ~ 4:00
土曜・日曜・祝日・12月29日~1月3日は搬入不可。年末最終業務日の受付時間は午前9:00~11:30午後1:00~3:00。
- 処理手数料については、1回の搬入につき50kg未満は無料、50kgは250円で10kgを増すごとに50円が加算されます。(例:60kgは300円) 計量については当組合での計量器により測定した重量(10kg単位)を採用し、処理手数料をご請求いたします。
- 搬入できないもの
・家電リサイクル品・自動車部品等・液体等・農業関係・建設廃材・その他搬入、処理できないもの
- 分解分別が必要なものは事前に分解分別してからご来場ください。
・スプリング入りのベッドなどの複合製品等(金属・木枠・布地等に分解分別をする)※分解分別をしないまま搬入されますと、持ち帰りをさせていただくことがあります。
・長尺物類(ホース等)は1辺30cm以下に切断し、ごみ集積場に出すようにお願いします。
・ごみ集積場に出せるごみは、可能な限りごみ集積場に出すようにお願いします。
- 搬入でのご来場の際は、小川東中学校側から進入してください。(搬入車両は3t車以下(長さ5.3m以下、幅2.3m以下、高さ3.5m以下)でお願いします。)場内は係員の指示に従って搬入場所へ移動していただきます。荷おろしは動きやすい服装でマスク、手袋の着用をお願いします。
- 場内は混雑が予想されますので、時間にゆとりをもってご来場ください。(特にGW、お盆、年末年始、月曜日、祝日明けの平日は混雑が予想されます。)また、ごみ収集車の荷おろしを優先いたしますのでご了承ください。(ごみ収集車は午前10:00~11:00、午後2:00~3:00に搬入が多い傾向にありますので、お待ちいただく場合があります。)
- 持込場所 小川地区衛生組合 小川町大字中爪1681-2 電話 72-0441

記入方法(色塗り部を記入する。)

①「搬入日」を記入。

②「搬入者の氏名(フリガナ)」を記入。

③「ごみの発生場所」又は「搬入者の住所地」の町村に○を記入。

④「ごみの発生場所」又は「搬入者の住所地」の地番を記入。

⑤「搬入者の電話番号」を記入。

★注意！！

「備考欄」は、「ごみの発生場所」及び「搬入者の住所地」が異なる場合のみ記入。該当する方は、「搬入者の住所」と「氏名」を記入してください。

※この欄に住所氏名を記入したときは、上記③住所は「ごみの発生場所」の住所となり、初回に限り、建設環境課への相談となります。

⑥2か所の「□」に✓を付ける。

⑦「搬入する物の具体的な品目」及び「数量」を記入してください。

こちら注意事項には、直接持込みに関して、重要な内容が記載されておりますので、搬入前に必ず一読してください。
※特に本人確認ができるもの(運転免許証など)忘れずに持参してください。

「直接搬入をする前」に今一度確認を！

★「ごみの発生場所」と「搬入者の住所」が「同じ住所」の場合

⇒ そのまま申込書を記入して、衛生組合受付に申込書を提出し、搬入してください

★「ごみの発生場所」と「搬入者の住所」が「異なる場合」

⇒ 状況確認の上、搬入となるため、問合せ先に一度ご相談ください。
(2回目以降はそのまま搬入することができます。)

問合せ先 : ときがわ町役場 建設環境課 環境担当 0493-65-0814(直通)